

第三者評価結果

事業所名：小倉はなかご保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針を踏まえながら、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に作成しているほか、保育理念・方針・保育目標を土台として作成しています。全体的な計画は、毎年年度末に見直しや確認の機会を作り、職員間で話し合い、それらを指導計画や保育等に反映しています。また、今年度はコロナ禍の影響があり、地域等への支援、地域行事への参加など計画通りに至っていない部分があります。次年度は、制限のある中でも可能な方法を検討することとしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育室他、トイレや廊下といった共用部分の清掃は当番制で行い、チェック表を活用し、適切な衛生状態を保っています。保育室にはエアコン、加湿機能付き空気清浄機、扇風機、サーキュレーターなどを設置し、保育室の温湿度に気を付け、日々温湿度表に記録しています。新型コロナウイルス感染拡大対策の一環から、換気と消毒には特に気を配っています。窓がないトイレの臭い対策としては24時間の強制換気をしています。寝具は年4回業者委託で乾燥をしています。職員の声(大きさ、トーンなど)も大切な環境と考え、意識しています。保育室内は子どもの発達段階、動線、安全に配慮した環境構成をしています。子どもは6年間使用する自分のマークがあり、そのマークがついた椅子や机に座ることで落ち着くことができます。また、園舎2階のホールの一隅にある絵本の部屋、1階の低年齢児用の小さな遊び場所も子どもが落ち着いたり、くつろげる場所として使っていますが、保育室内で子どもがくつろいだり、落ち着ける空間作りをする必要があると考えています。検討が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者に提出をお願いした児童票・児童健康台帳や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などから子どもを把握し、十分に尊重しています。低年齢児クラスは一人ひとりの発達にあった関わりに重点を置いて保育を行っています。幼児クラスは集団の中で一人ひとりの違いに配慮しながら、子どもの気持ちに寄り添っています。職員は全体を見ながらも、子どもの要望や欲求を受け止め、安心して生活ができるように努めています。子どもの思いに共感したり、言葉に表せない部分を代弁したり、甘えの気持ちも受け止めています。子どもの対応については職員間でフォローし合っているほか、全職員が情報共有に努めています。園内研修では、人権擁護のためのセルフチェックリストを用いた確認をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、食事ではスプーンやフォークの持ち方を教え、箸は3歳くらいを目安に使い始めています。姿勢を保つことなど子どもの成長に合わせて伝えたり、援助しています。排泄や着脱なども自ら興味を持ったタイミングで声かけを行い、さりげない援助をしながら少しずつ成功体験を重ねることで自信を持てるように働きかけています。自分でできるがやりたくない、甘えたいといった気持ちも十分に受容しています。歯磨きはコロナ感染症対策の一環で中止し、うがいはせずお茶を飲んでいます。文字が読めない年齢でも、自分のマークがあることで、物や場所が分かるようにしています。また、挨拶など職員が率先して手本を示したり、絵本、紙芝居などで基本的な生活習慣について分かりやすく説明する機会も作っています。活動は静と動のバランスを考慮し、乳児の午前寝のほか、様子を見ながら適宜くつろぐ時間や休憩時間を作るようにしています。基本的な生活習慣を身につけていくために園で心がけていることを保護者にも伝え連携をしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

<コメント>

保育室のおもちゃ類は基本的にはロッカーに入れており、子どもの希望や遊びに応じて出し入れをしていますが、幼児クラスは廊下の棚にもおもちゃやブロックなどがあり、自分で取り出せるようにしています。幼児は外部講師を招いた体操教室、リトミック、絵画造形教室を行っています。園庭遊びのほか、周辺散歩や公園など積極的に戸外へ出かけています。低年齢児クラスは1階にマット、すべり台、トンネルなどが出せる遊びのスペースがあり、活用しています。活動の前にはルールの説明や危険についてなど、子どもたちに話しています。夏祭りや運動会などの行事の時は異年齢の子どもが力や気持ちを合わせて活動ができるようにしています。制作時はさまざまな素材や道具を用意しています。園は地域支援事業をはじめとした地域交流活動が活発で、子どもたちは地域の中で育っています。長引くコロナ禍で控えている取組もありますが、収束後の再開が望まれます。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

0歳児は、五感を育て、快い生活リズムを獲得して、快、不快を感じる、欲求を受け止めてもらえるなど職員とのしっかりとした愛着関係を作るようにしています。特に、0歳児クラスは月齢差での発達の違いが大きいので同じ空間で過ごしても一人ひとりその状況にあった丁寧な関わりをしています。しかし、落ち着いた環境作りや発達に合ったおもちゃの用意などまだ課題があると捉えています。鏡やモバイルなどが子どもが好んだり興味を示す仕掛けをしたり、ハイハイや歩行が十分できるようにもしています。1階にマット、すべり台、トンネルなどが出せる遊びのスペースがあり、活用しています。離乳食は、家庭での摂取状況を確認しているほか、子どもの姿に合わせた飲み込みや咀嚼のできる食事を提供できるよう栄養士とも連携を密にしています。しかし、コロナ禍で懇談会が対面で行えなかったり、送り迎えを玄関対応としていた時期もあったりと、保護者とのコミュニケーション不足がありました。コロナ収束後の密な連携の再開が望まれます。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

子どもの自我の育ちを見守る保育を心がけ、子どもの興味ややりたい思いを受け止めながら、褒めたり励ましたりしています。探索活動が行える環境について配慮をしていますが、制限のある中での援助になってしまう場面があるので検討が必要と考えています。職員の言葉かけから、子どもの自発的な活動や友だちとの関わりなどが持てるようにしています。成長発達の過程に見られるかみつきやひっかきについては、子どもの動線に配慮をしたり、子ども同士の相性を観察したりしています。低年齢ではありますが、異年齢児の交流の中で他者を思いやる気持ちも育まれています。保護者とは個別の連絡帳のやりとりはありますが、コロナ禍で懇談会が対面で行えなかったり、送り迎えを玄関対応としていた時期があったりと、コミュニケーション不足がありました。コロナ収束後の密な連携の再開が望まれます。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

子どもの主体性を大切にした保育の計画を作成しています。3歳児クラスは友だちや人の存在をしっかり意識できるよう、遊び方や環境設定に配慮をしています。4歳児クラスは集団の中で自分を意識することが増えてくるので、仲間の中の一人としての自覚を持ち、自主性や自立性を育むよう援助をしています。5歳児クラスは、集団としてのルールや生活環境への理解を深め、仲間の中で活動や生活での様々な経験を重ねています。4、5歳児クラスは、行事や当番活動の中で友だちと協力する大切さを身につけられるようにしています。子どもの就学先の小学校とは幼保小連絡会での連携のほか、入学前に保育所児童保育要録を送付しています。保護者とはコロナ禍で懇談会が対面で行えなかったり、送り迎えを玄関対応としていた時期もあったりと、コミュニケーション不足がありました。コロナ収束後の密な連携の再開が望まれます。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

障害のある子どもも安心して生活できるようにバリアフリーの保育環境を整え、保育の内容や方法を工夫して園全体で共通理解を持つよう努めています。発達に遅れがある子どもが通園している時には、市の発達相談員が巡回訪問し、相談を受けたりアドバイスを行っています。障害の診断は受けていないが配慮を必要とする子どもが入所している時もあり、園全体で体制を整える努力をしています。現在、障害のある子どもは通園していませんが、職員研修などで必要な知識や情報を得ておくことや、保護者への障害のある子どもの保育についての理解を深める取組も期待されます。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> それぞれの子どもの1日の生活を見通して、保育の内容や方法に配慮した取組を行っています。在園時間の長い子どもの、1日のおやつ・食事の量や内容などは保護者と情報交換しながら提供しています。引き継ぎ事項は「伝達表」に記入しサインをして、保護者や遅番の保育士へ伝え忘れがないように努めています。また、遅番は決まった職員体制になっているので、子どもたちには安心感があります。延長時間の過ごし方については、子どもがゆったりと過ごせるように職員間で話し合い、異年齢児の合同保育で危険のない玩具を選び、安全に過ごせるように配慮しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。3歳児から上履きを使用し、4歳児からハンカチをポケットに入れて持ち、5歳児は朝や帰りの会の司会・給食の配膳・昼寝前の部屋の雑巾掛け・布団敷き・亀のエサやりなど多くの当番活動を行っています。また、平仮名や数字を学び、昼寝を徐々に減らしています。さらに、小学校での授業に備えて人の話を正しい姿勢で聴く力を育むよう努めています。コロナ禍で小学校に行き意見交換ができない状況なので、年長の担任が情報収集し、小学校に向けての情報や生活リズムの説明を保護者に行っています。保育所児童保育要録は5歳児クラス担任が作成し、園長と主任が確認して小学校に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルがあり、子どもの保健に関する計画を作成しています。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、連絡用アプリケーション配信、担任や看護師の観察などで把握しています。子どもの体調悪化時は保護者に連絡して迎えに来てもらうようにしています。小さなけがなどについては、降園時に保護者に伝え、翌日様子を確認しています。一人ひとりの子どもの健康状態は、関係職員がアプリケーションで情報共有し周知しています。看護師は保健計画を作成し、毎月「ほけんだより」で季節ごとの注意や園での取組を伝えています。「はなかごだより」や「給食だより」でも子どもの健康に関する内容を伝えています。「入園のしおり」で乳幼児突然死症候群（SIDS）について保護者に詳しく説明し、職員も周知して予防策として睡眠時の呼吸チェックを実施し記録しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 内科健診・歯科健診の結果を保育に反映しています。嘱託医による内科健診は、0、1歳児が隔月に、2～5歳児は年に2回行い、歯科健診は年に1回、身体測定は園の看護師によって月に1回行っています。健診等の結果は個別に保護者に伝え、「健康台帳」に記録し関係職員に周知しています。現在はコロナ禍で歯磨きを中止していますが、お茶をこまめに飲むようにして虫歯予防に努めています。また、子どもたちに対しては虫歯に関する紙芝居を見せるなどして虫歯予防の大切さを伝えています。さらに、骨の話や咳の話など体や病気についても子どもたちにわかりやすく伝える取組も行っています。保護者には、看護師が作成した「ほけんだより」を毎月配付して、その月の注意事項や健診の予定などを知らせています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対して、厚労省のガイドラインをもとに、子どもの状況に応じた対応を行っています。入園時には園長・栄養士・担任と面談を行い、対応について説明しています。給食は色付きのトレイで柄のある食器にして提供し、厨房と担任のダブルチェックを行っています。アレルギー疾患のある子どもに関しては定期的に医師の診断を受けてもらい、状況の確認をしています。栄養士がアレルギーの研修に参加し、職員も研修でアレルギーについて学んでいます。それぞれの子どもの「個別指導計画」で、アレルギー対応が必要なケースは背表紙に明記して注意喚起しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>園の理念である「心・技・体」の「体」のところで「食育と共に健康で丈夫な体づくり」を掲げ、食育に力を入れています。栄養士が年間食育計画を立て、年齢別の目標を策定し、担任が子どもたちに合う方法で取り組んでいます。毎月、栄養士と担任が話し合い、栽培、クッキング、マナーなどその時期に必要な食育活動を行っています。年長児は野菜を育てて食べることで、食に対する関心を深めています。陶器の食器を使用し、大切に扱うことなどを学んでいます。食べ終わった子どもがくつろげるコーナーをパーティションで区切って作り、ゆっくり食べたい子どもはテーブルについて自分のペースで食べているクラスもあります。毎月「給食頼り」を保護者に配布して、その月の情報を伝えています。家庭での食の悩みも多く、担任がその都度保育連絡用アプリケーションなどで対応しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもがおいしく安心して食事できるように、園の栄養士が献立を作成し、手作りの食事を提供しています。離乳食も個別の発達に応じた給食となっています。栄養士は毎日、食事の様子を見て回り、子どもたちとコミュニケーションを取りながら食の進み具合を把握しています。食事の様子は毎日給食日誌を記録し、調理形態などの参考にしています。「旬の食材を取り入れる」「行事の際に行事食を提供する」「その日の食材が身体を育むどのような栄養になるのかを考える」などの食育を行い、食べ物の大切さや季節感、食文化を伝えています。誤嚥の危険性を考慮し、餅や硬いナッツなどは提供せず、また食材に応じて調理段階で小さく切るなどの工夫をしています。コロナ禍で保護者参加の給食会は行っていませんが、玄関にその日の実物の食事サンプルを置いています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>コロナ禍により保護者懇談会や保育参加などの機会が減少しましたが、スマートフォンやタブレット、パソコンを使用して、保育連絡用アプリケーションにより、情報の配信、共有を行っています。0~2歳児クラスは個別の連絡を毎日配信、幼児クラスはクラスの活動を配信していますが、必要に応じて、個別の子どもの状況もそれぞれの保護者へ配信しています。毎月3回は写真も送信し、園での様子を伝えています。保護者からも保育連絡用アプリケーションで、気になることや家庭での様子を担任に伝え、共有すべき情報は関係職員間で「既読」のサインをチェックすることで確認できています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>毎日の送迎の際のコミュニケーションで、保護者との信頼関係を築くよう努めています。コロナ禍で直接の面談ができないこともありますが、必要に応じて電話や面談で相談に応じています。面談内容は記録に残しています。毎日のちょっとした相談や保育連絡用アプリケーションでのやり取りなどはタブレット端末に記録が残っています。相談を受けた職員が一人で抱え込まず、主任・園長と情報共有し、アドバイスを受けて適切に対応できるよう、体制を整えています。また、苦情・要望などに関する相談は園内と第三者委員による相談窓口を設置し、重要事項説明書に明記し体制を整えています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>毎日必ず全身の観察を行い、家庭での虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように努めています。保護者の様子や家庭での養育状況などから虐待の恐れがある場合には、主任・園長に報告し、情報共有し協議しています。また、保護者から相談を受け、精神面で支援できるよう努めています。児童相談所等の関係機関との連携を図る取組を行なっています。職員に対して、虐待等権利侵害に関する理解を促すカンファレンスを行い、虐待等を発見した場合のマニュアルも整備していますが、全職員への周知が十分ではなく、マニュアルにもとづく職員研修の実施が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 日誌や週案、月案、年間指導計画の中で保育実践の振り返りを行っています。毎月の職員会議で、自己評価について学ぶ研修を行っています。評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮しています。年度初めに「自己分析シート」によって自分の得意、不得意を分析し、年度の途中で振り返りを行っています。1年間の振り返りの時には、次年度に向けた課題を明確化し、専門性の向上に繋げていけるようにしています。保育実践の振り返りは職員が個別に行うだけでなく、相互の話し合いを通じて、自分一人では気づけなかった課題の確認につなげていく協働の基盤を作ることも期待されます。さまざまな形で行っている自己評価を取りまとめ、保育所の自己評価をしていくことも期待されます。</p>	